

ずっと興味を持ち続けて できる仕事

神戸地方裁判所尼崎支部
裁判所速記官
市原 かおり

速記といえば、国会速記士の、あの特徴のある文字を書く速記を思い浮かべるかもしれません、裁判所の速記官は、ソクタイプという機械を使います。実際に法廷に立ち会って、法廷内での発言を一言一句文字化し、速記録を作成します。

ソクタイプを打てるようになるには、特殊な技術が必要です。東京の研修所での2年間の研修では、ソクタイプの技術を習得する訓練はもちろん、より良い速記録を作るために、法律の勉強もします。そして、社会的な見聞を広めるため、様々なところに見学に行ったりもします。研修は厳しいですが、この研修を経ることによって、技術と自信が身に付きます。さらに、全国から集まる仲間は、寮での共同生活を通じて、かけがえのない友人となります。

私は、速記官になりたくて裁判所に入所しました。実現した今でも、やはり速記官になれて良かったと思っています。民事や刑事のいろいろな事件に立ち会うので、緊張感もありますし、ずっと興味を持ち続けてできる仕事です。



在外研究での 経験を 仕事に生かす



最高裁判所総務局制度調査室
白倉 純一

私は、現在、外国の司法制度一般に関する調査、裁判所を訪れる外国法曹等への対応、海外派遣者の支援等の事務を行っています。私の係には、世界各国の司法に関する新しい情報が日々入ってきますが、裁判所にとって必要な情報を選びだすのに非常に気を遣っています。

国際社会の発展に伴い、裁判所においても世界の動きに注目し、国際的な視点に配慮した運営が求められる場面が多くなっていると思います。裁判所には職員の在外研究の制度があり、私もその研究員として、アメリカ合衆国における裁判事務の調査研究を行う機会を与えられました。研究に当たっては、現地の裁判所において裁判を内側から支える人達と一緒に過ごす時間を与えていただき、肌でアメリカの司法を感じることができました。外国の裁判所を実体験することで、日本の裁判制度について考える際に、ある程度第三者的な視点を持つことができるようになったと思います。

現在の仕事において、在外研究の経験が非常に役立っていることを痛感します。

きめ細かい対応を心掛ける

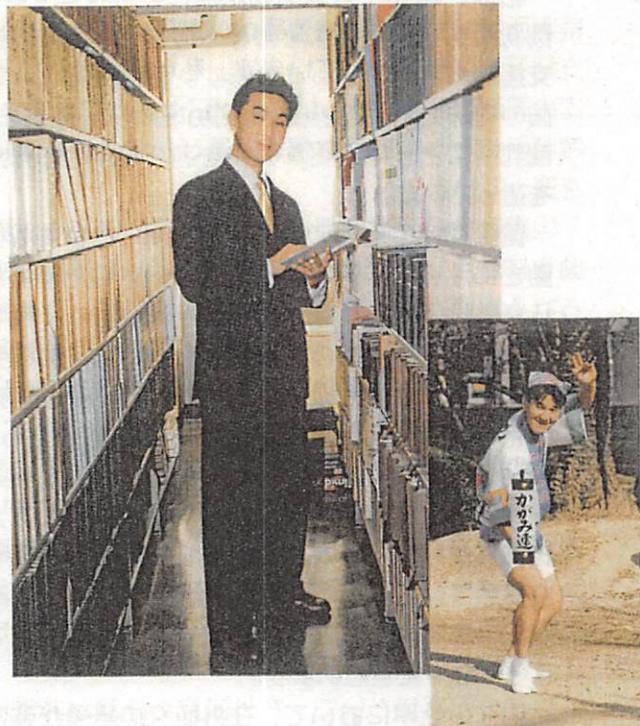
徳島地方裁判所
裁判所書記官
村瀬 雅彦

私は、現在、民事部に所属しています。悩みや不満を持って裁判所を訪れる人々と窓口で対応することが私の重要な仕事の一つです。私は、来訪者の意見をじっくりと聞き、法律を一般の方にも分かりやすく説明するなどして、できるかぎりきめ細かい対応をするよう心掛けています。

裁判所ではレクリエーションも盛んです。私の勤務する徳島の裁判所では、毎年8月に行われる阿波踊りに、そろいのはっぴで参加しています。踊りを通して積極的に地域社会とのコミュニケーションを図っています。踊った後の爽快感は、仕事の疲れも吹き飛ばすほど素晴らしいものです。

裁判所は堅くて近寄りがたいといったイメージを多くの人が抱いていると思います。採用前の私もそうでした。しかし、採用後、考えは一変しました。

裁判所は、国民が気軽に利用でき、地域に密着したものです。



すべての条件を満たしてくれる職場

名古屋地方裁判所
裁判所書記官
丹羽 優子

現在、刑事部事件係で起訴状等の受付事務を担当しています。

裁判所職員を志望した理由は、「大学で学んだ法律の知識を生かしたい」、「公平中立な立場の仕事がしたい」、「女性も活躍できる」などすべての条件を満たしてくれる職場と思えたからです。

裁判所書記官の仕事は、法律的な知識が広く深く要求され、しかも厳格で、何年経っても慣れることはありません。私も、常に初心を忘れないように仕事に取り組んでいます。

以前、大勢の傍聴人のいる法廷で、「〇〇留美」という名前の当事者を「〇〇ルミさん！」と大声で読んだら、「〇〇とめよし」ですけど・・・と言わざれど皆に笑われてしまったことがあります。今となっては笑って話せる失敗談ですが、それからは、ささいなことにも注意をはらうよう心掛けています。当事者と直接接觸する機会も多く、的確な事務処理が要求される責任ある仕事であり、やりがいと充実感を得ることができます。

MESSAGE

メッセージ

仕事から学ぶ

旭川家庭裁判所
家庭裁判所調査官
竹内 菜穂

私は、現在、家事事件を担当しています。様々な家庭の問題を抱える当事者に接し、問題解決の手助けをすることが家庭裁判所調査官の仕事です。裁判官の調査命令を受けて、当事者との面接、各種機関への照会等の調査を行い、調停や審判に役立つ情報を整理し、調査報告書を作成します。その上で人間関係の調整を目的とした働きかけを行うなど、私達の様々な活動が、その後の事件の方向に大きく影響することになります。私は、研修制度の充実している点や女性でも働き続けられる環境を魅力に思い、調査官を志望し、現在も仕事の奥深さや、やりがいを強く感じています。

審判例調べや資料探しに悪戦苦闘したり、吹雪の日に出張に行き乗り継ぎの列車を間違えて見当違いの小さな駅に着いてしまい途方にくれてしまったり・・・その都度、職場の先輩や地元の人達に支えられ、仕事から学ぶことが多い毎日です。

家庭裁判所調査官とは、当事者と向かい合う仕事です。問題の深刻さに圧倒され、ストレスを感じることもありますが、問題が解決し、当事者の表情が明るくなっていく様子を見ることに、何ものにも代えがたい喜びを感じます。

この仕事に興味を持たれた方は、近くの家庭裁判所まで、ぜひ見学にお越しください。



自分を豊かにし、 相手の話に共感する

青森家庭裁判所
家庭裁判所調査官
三森 敏彦

少年事件では、少年や家族と面接をして話を聞くことが仕事の中心になります。

おとなしい女の子に画用紙とクレヨンを準備し、互いに絵を描き合いながら話をしたことがあります。ため息まじりに、万引きをした娘が信じられないと言っていた母親が、私と話をして気持ちが軽くなったと言って帰ったこともあります。

ねぶた祭りに参加したり、合唱が好きなことから地元の「第九を歌う会」に入りステージに立ったり、このような仕事以外のことでも、私自身を豊かにし、相手の話に共感することの土台をつくるものとして、随分役立っていると思います。

職場としての裁判所は、和やかな開かれた雰囲気です。困難に思われた事件も、経験豊かな先輩調査官らと話し合う中で、糸口を見つけられたことがあります。また、裁判官、裁判所書記官など他の職種との間には良い意味での緊張関係があり、少年のより適切な処遇のため、それぞれの立場から意見を出し合い、議論もします。

私は、ダイナミックに変化する人間関係に興味を持ったので、大学で社会心理学を専攻し、じかに人々と関わる中で、この変化に立ち会える仕事と思い、家庭裁判所調査官を志望しました。人間の可能性に关心を持つ方には、勧めたい仕事です。

裁判所職員の人格識見の向上を図り、執務に必要な理論や実務に関する研究及び修習の指導を行うため、東京に裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を設けています。

各研修所では、スペシャリストを育てるための綿密なカリキュラムが組まれており、専門教官による高度な講義が行われています。

裁判所書記官研修所

1 研修部

裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所速記官等の研究及び研修を行います。

2 養成部

(1) 裁判所書記官の養成

裁判所事務官が入所試験に合格すると、1年又は2年間にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後裁判所書記官の資格が与えられます。

(2) 裁判所速記官の養成

裁判所速記官研修生採用試験に合格して採用されると、2年間にわたり速記技術及び理論の研修を受け、修了後裁判所速記官補に任命されます。

養成部カリキュラム

研修科目	
書記官	憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、民事執行法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法、実務演習（調書実務、令状事務、検証等）、一般教養、実務修習等
速記官	速記理論、速記技術、法廷速記、法学概論、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国語学、一般教養等



交通模擬検証

家庭裁判所調査官研修所

1 研修部

家庭裁判所調査官の研究及び研修を行います。

2 養成部

家庭裁判所調査官補 I 種試験に合格して採用されると、2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後家庭裁判所調査官に任命されます。

養成部カリキュラム

研修科目
憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法、社会福祉関係法規、矯正保護関係法規、刑事政策、心理学、教育学、社会学、精神医学、経済学、家事事件調査、少年事件調査、家事事件実務演習、少年事件実務演習、ソーシャル・ケースワーク

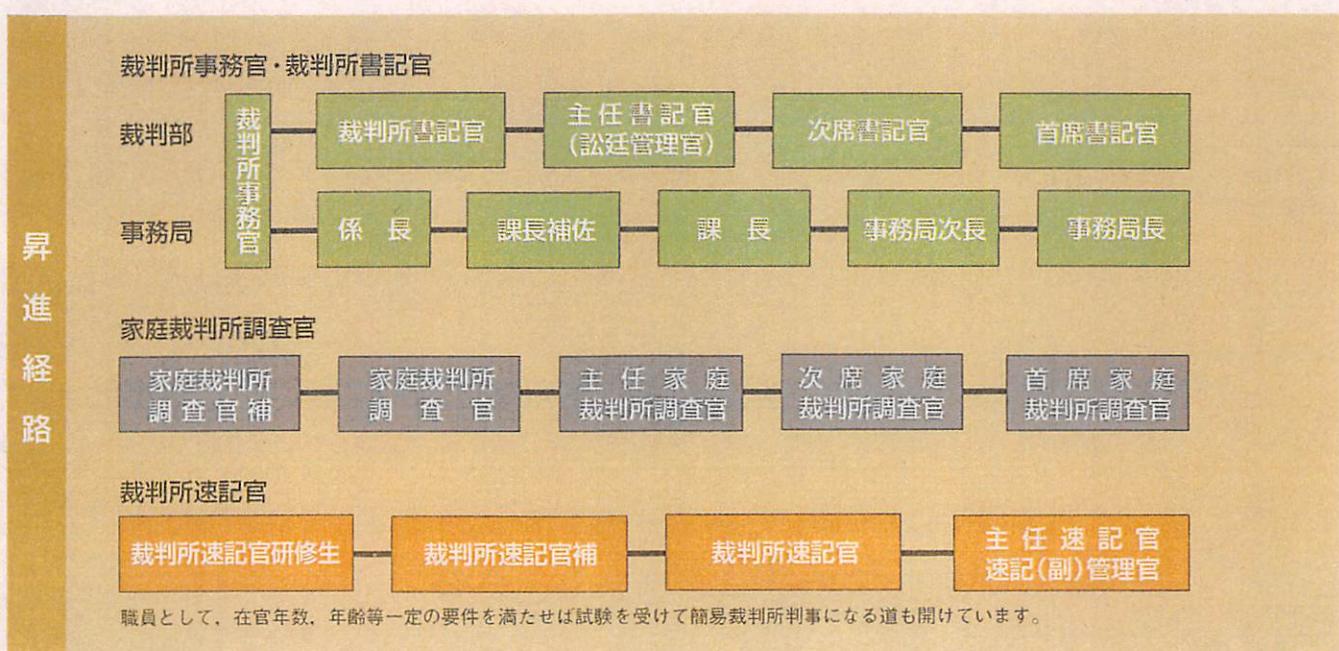


演習風景

研修所

TRAINING INSTITUTES

昇進



給与・休暇 (国家公務員試験採用者と同じです。)

基本給	I種	3級1号俸 202,160円
	II種	2級2号俸 189,280円
	III種・速記官研修生	1級3号俸 154,448円
(これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。)		
諸手当	期末・勤勉手当	一年間に5.2月分
	通勤手当	最高 45,000円
	住居手当	最高 27,000円
	扶養手当	配偶者 16,000円等
超過勤務手当等		

休日	土曜日、日曜日、祝日等
休暇	年次休暇 年間20日 (残日数は20日を限度として翌年繰越)
	特別休暇 夏季休暇3日、結婚休暇5日、出産休暇、忌引等
	病気休暇
	介護休暇
育児休業	

福利厚生

勤務地やその周辺には、公務員宿舎が用意されています。

全国の主要都市には共済組合の直営病院があり、多くの裁判所には診療所等が設けられています。

共済組合等が経営する各地の宿泊所や保養所を割安で利用できます。

結婚、出産、入院、死亡等の際の給付金制度や、住宅購入のための低金利の貸付金制度などがあります。

職員は、野球、テニス、サッカー、囲碁、茶道、絵画等の各種サークルを自主的に職場でつくり、昼休みや勤務時間外を利用して活発に活動しています。また、最高裁判所では、全国職員作品展示会や野球、囲碁等の全国大会を行っています。



独身寮



全国裁判所職員レクリエーション大会

待遇

PROMOTION & BENEFITS

採用試験案内

裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験（大学卒業程度）

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験（大学卒業程度）

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験（大学卒業程度）

受験資格 1 21歳以上26歳未満の者

2 21歳未満で、短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び
翌年3月までに卒業する見込みの者

3 最高裁判所が2に掲げる者と同等の資格があると認める者

裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅲ種試験（高校卒業程度）

受験資格 17歳以上22歳未満の者（平成8年度）

17歳以上21歳未満の者（平成9年度以降）

裁判所速記官研修生採用試験（高校卒業程度）

受験資格 17歳以上20歳未満の者

（注）年齢の基準日は、受験する年の4月1日です。

詳細は、受験案内をご覧ください。

平成8年2月

最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102 東京都千代田区隼町4番2号
TEL.03-3264-8111(大代表)